

入札説明書

1 はじめに

佐野市各地区公民館に設置する飲料用自動販売機の設置者を以下のとおり募集します。

本市では、市有財産の貸付による自動販売機の設置者を公募入札によって選定し、地区公民館の利便性向上を図るとともに、自主財源の確保に努めるものです。

当該募集に参加される方は、入札説明書の各事項を確認の上、参加してください。

2 貸付物件

今回の貸付物件（公募物件）は、別表1「貸付物件一覧」及び別表2「物件調書」のとおりです。

3 入札参加資格

本市の「令和3・4年度佐野市物品等競争入札参加資格者名簿」（下記の登録分類参照）に登録されている個人又は法人であることを参加資格とします。

*登録分類＝大分類：K「その他の物品」、小分類：07「自動販売機設置」

4 自動販売機の設置条件

(1) 飲料用自動販売機設置者（以下「設置者」という。）の施設使用形態

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本市が設置者に対し、市有財産の一部を貸付ける方法（賃貸借契約）により行います。

(2) 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（36ヶ月）とし、貸付契約の更新は認めないものとします。

(3) 貸付料

毎月の自動販売機の売上金額に、入札書に記載された提案貸付料率を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって貸付料とします。

*貸付料（1円未満切捨て）は、毎月の売上金額（税抜き）に提案貸付料率を乗じたものに別途消費税及び地方消費税相当額を加算した価格とする。

(4) 必要経費

自動販売機の設置、維持管理、撤去等に要する経費負担については、次のとおりとします。

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて設置者（落札者）の負担とし、その方法については、本市の指示に従ってください。

イ 電気料についても設置者（落札者）の負担とします。設置者（落札者）において、適正な規格品である計量機器を設置し、それによる消費電力に応じた実費相当分を本市が毎月発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入してください。

納入期限については、納入書発行月の末日になりますが、納入期限が金融機関の休日に当たるときは次の営業日を納入期限とします。

また、設置者（落札者）は、貸付物件に係る自動販売機の売上状況を1ヶ月ごとに取りまとめ、翌月10日までに本市へ売上報告書を提出するものとし

す。

なお、電気料の算出方法は次のとおりです。

【電気料金月額（円未満切捨て）】

＝[電力量単価（税込）±燃料費調整単価]×[子メーターの数値により算出する
月間消費電力量（kwh）]+再生可能エネルギー発電促進賦課金

*当該月の電力量単価は、夏季・その他季により変動があります。

*燃料費調整単価、その他賦課金単価等は変動があります。

*貸付期間中にその他の賦課金が発生した場合は、電気料金に反映させるものと
します。

ウ 電気工事等が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置者（落札者）
の負担とします。

（５）設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものと
します。

ア 別表1「貸付物件一覧」で示す「本体サイズ」を超えないものとし、転倒防
止対策を行うこと。

イ 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

ウ ピークシフト・ピークカット、省エネルギー、ノンフロン対応など環境負荷
の低減に十分配慮した機能を搭載したものを設置すること。

エ 取出口が高い位置にあるなど、利用者に使いやすく開発されたユニバーサル
デザインのものや、タッチパネル方式の機器を設置することについて、極力
導入に努めること。

オ 外観については、設置場所に配慮したものとし、本市と協議の上、設置する
こと。

カ 本市との災害協定等の締結事項がある場合、それらに対応する機器仕様であ
ること。

（６）利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び電気料を本市が定める期限までに確実に納付
すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間・経路については、本市と協議の上行う
こと。

エ 販売品目は、清涼飲料水（スポーツドリンク含む）、乳飲料等とし、酒類の販
売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
なお、商品の具体的な構成については、落札者（設置者）決定後、設置前に本
市と協議を行うこと。

オ 自動販売機の販売価格は、標準小売価格（メーカー希望小売価格）を超えな
い価格で販売すること。

（７）維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者（落札者）
が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理
を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置者（落札者）の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置者（落札者）の責任において速やかに対応すること。

(8) 原状回復

設置者（落札者）は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置者（落札者）は一切の補償を本市へ請求することはできません。

5 参加資格確認申請書等の提出

入札参加を希望する者は、次により条件付一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。期限までに申込書を提出しない者は、本入札に参加することができません。

参加資格確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認書により、一般の競争入札参加資格の有無について通知します。なお、資格がないと認めた場合、その理由を付して通知します。

(1) 条件付一般競争入札参加資格の確認

ア 提出書類 条件付一般競争入札参加資格確認申請書 1部

イ 提出方法 持参（郵送、電話、ファックス及びインターネットなどによる受付はいたしません。）

ウ 提出場所 佐野市教育委員会 教育部 生涯学習課 生涯学習係

エ 提出期間 本公告日から令和5年2月9日(木)まで

「佐野市の休日等を定める条例」に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く。

オ 提出時間 午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 参加資格確認結果の通知

令和5年2月16日(木)までにファクシミリにより通知します。なお、本書については、同日に郵送します。

(3) 入札説明書に関する質問

ア 提出書類 入札説明書に関する質問書 1部

イ 提出方法 持参、ファクシミリ又は電子メール なお、ファクシミリ又は電子メールで提出した場合は、必ず電話で送信されたことを連絡してください。

ウ 提出場所 佐野市教育委員会 教育部 生涯学習課 生涯学習係

エ 提出期間 本公告日から令和5年2月21日(火)まで（市の休日を除く。）

オ 提出時間 午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(4) 入札説明書に関する質問の回答

令和5年2月28日(火)午後5時までに佐野市ホームページに掲載します。

6 入札保証金・契約保証金

入札保証金及び契約保証金は「免除」とします。

7 入札の基本事項

- (1) 入札する内容は、4 (2) の貸付期間中の毎月の販売金額に対する「提案貸付料率」を小数点以下第1位まで記載してください。
- (2) 入札方法は、本入札説明書に記載する入札日時及び入札場所において入札書を提出していただきます。
なお、郵送、ファクシミリ及びインターネットなどでの提出は受付いたしません。
- (3) 入札に参加する者が1者(社)である場合においても、原則として入札を執行するものとします。
- (4) 1者(社)に貸し付ける物件は、公民館ごとに1台とします。公民館ごとに入札を行い、1者(社)で最大で8台落札することができます。
- (5) 1件の入札に係る入札執行回数は、1回とし再度入札は行わないものとします。
- (6) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書提出後に入札を辞退される場合は、入札辞退届(指定様式)を入札日前日までに、佐野市教育委員会生涯学習課生涯学習係へ提出(持参)してください。

8 入札及び開札の方法等

- (1) 入札は指定の入札書を使用します。
- (2) 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。
なお提案率の訂正はできませんのでご注意ください。
- (4) 提案率はアラビア数字を使用し、小数点以下第1位まで記入してください。
- (5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 代理人が入札を行う場合には、委任状を入札執行前に提出してください。
- (7) 入札及び開札の日時
令和5年3月9日(木) 午後2時(受付は午後1時40分から)
- (8) 入札及び開札の場所
佐野市役所 会議室701(7階) 佐野市高砂町1番地
- (9) 入札結果については、落札者の決定後、落札者名等を佐野市ホームページ等で公表します。

9 落札者の決定方法

- (1) 入札書を公開の場で開札し、本入札で定める最低提案貸付料率以上の率をもって有効な入札を行った者のうち、最も高い率を提示した者を落札者とします。
ただし、最高提案率で入札した者が辞退した場合は、次点の者を落札者とします。
- (2) 最高提案率の入札が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

10 入札の無効

- (1) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。
- (2) 入札書記載の提案率を訂正したもの、又は氏名の下に押印がないもの。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項に2通以上の入札をしたもの。
- (4) 入札者の資格を制限した場合において無資格者のしたもの。
- (5) 開札に立会いを要する場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないとき。
- (6) 談合その他不正の行為があったと認められるもの。
- (7) 2人以上の代理をした者が入札をしたもの。
- (8) 入札日時に遅延した入札者又はその代理人が入札をしたもの。
- (9) その他本入札における特定事項に違反したもの。

11 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

12 契約の締結

- (1) 落札者は、別紙契約書により契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 契約は入札参加者名義で行います。
- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。この場合、佐野市は一切の損害賠償の責を負いません。

13 貸付料の納付

貸付料は、本市が毎月発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入してください。また、既に納付した設置料は返還いたしません。

また、売上実績（売上個数、金額）については、生涯学習課へ毎月報告するものとします。

14 その他

条件付一般競争入札参加資格確認申請書、入札書等の指定様式は、佐野市ホームページにおいて、本入札を掲載したページからダウンロードして使用してください。ダウンロードができない場合等は、生涯学習課窓口で配布します。

15 問い合わせ先

佐野市教育委員会 教育部 生涯学習課 生涯学習係（佐野市役所 3階）

郵便番号 327-8501

住所 栃木県佐野市高砂町1番地

電話 0283-20-3109（直通）

FAX 0283-20-3032

電子メール gakusyu@city.sano.lg.jp